

里山林整備事業における事業内容の追加について

1. 結論

里山林整備事業の生活保全林整備タイプにおける「危険木の除去」は立木の伐採を対象としているが、県内森林所有者より、落下が予想される枝の伐採も補助対象とするよう要望があり、検討した結果、補助対象の追加を見送ることとする。

2. 整理の概要

○要望があった森林の現況

場 所：揖斐川町谷汲地内の森林内の参道

対象木：ケヤキ、スギ（参道沿い）

その他：高齢木でかつ過密なため、枝が折れて参道に落下する恐れがある。

年間1,000人ほどの参拝者がある。

○ケヤキの特性等について

- ・ケヤキは成長により日光が当たらなくなった場合の下枝や、林内が過密で枝が過度に伸びた枝など、枝を落とすことがある。
- ・力枝などを過度に伐採することにより、ケヤキ本体が枯損する恐れもある。
- ・樹木ごとに枝の伐採方法は異なり、どのような枝をどれだけ伐採すれば、長期的に危険を除去できるといった知見が十分でない。

○現行の補助内容等について

(1) 枝の伐採が可能な補助事業

○里山林整備事業の里山林整備タイプ

区 分	補 助 内 容	補助金の額
修景等の環境 保全	枝葉の除去 、枯損木の除去、下刈り 等林床整備	125千円/ha 以内の額

(2) 危険木の除去（立木が対象）

○里山林整備事業の生活保全林整備タイプ

区 分	補 助 内 容	補助金の額
危険木の除去	倒木の危険が高い高木、枯損木、過 度に成長した樹木等の伐採 ※枝の除去は対象外	必要経費積上げ額以内の額

○上記より、現行でも、枝の伐採が可能であること、また、一部の枝を伐採するだけでは、根本的な危険の除去にはならないと判断。

【現況写真】

